

「緊急地震速報」をご存知ですか？

～10月1日から情報提供がスタートします～

地震がおそろしいといわれる理由の一つに、何の前触れもなく突然地面が揺れだすということがあげられます。たとえ数秒程度のわずかな時間であっても、大きく揺れる前にそのことを知って、事前に身構えるなどの対応が取れば、自らの命を守ることが出来るかもしれません。

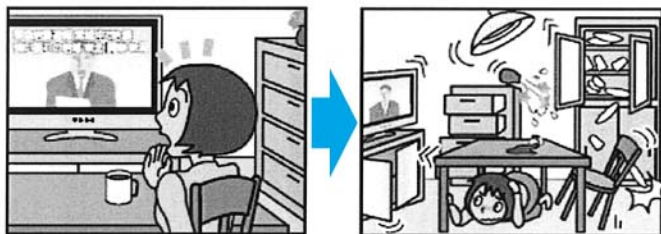
これを可能にするのが、気象庁が中心となって運用に向けて取り組んでいる「緊急地震速報」という新しい地震情報です。

今年の9月頃にはテレビ・ラジオなどによる放送を含め、広く皆さまへの提供を開始する予定としています。緊急地震速報を有効に活用し、身の安全を守っていただくためには、情報を受けたときにどのように行動すれば良いかという「緊急地震速報の利用の心得」を理解していただくことが重要です。

【緊急地震速報の利用の心得】

「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」

家庭では 頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れてください。
あわてて外に飛び出さないでください。



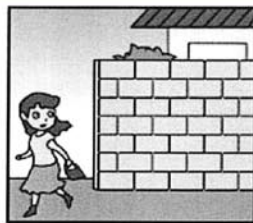
人が大勢いる施設では

施設の係員の指示に従ってください。
落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さないでください。



街中では

ブロック塀の倒壊等に注意してください。
看板や割れたガラスの落下に注意して、建物から離れてください。



自動車運転中は

あわててブレーキをかけないでください。ハザードランプを点灯し、揺れを感じたらゆっくり停止してください。



「緊急地震速報」は、震源に近い観測点で直ちに地震を検知し、震源地や地震の大きさを表すマグニチュードなどを数秒程度で推定し、大きな揺れが迫っていることをお知らせすることを目指す情報です。この情報を聞いて、大きな揺れが始まる前に防災行動をとることにより、地震による被害の軽減が期待されます。

しかし、緊急地震速報には、情報の提供から大きな揺れが始まるまでの時間が、長い場合でも数十秒程度となり、震源に近いところでは情報の提供が間に合わない場合があるなどの技術的な限界もあります。

なお、緊急地震速報のしくみや「緊急地震速報の利用の心得」などについては、気象庁ホームページ (<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html>) をご覧ください。

緊急地震速報についてのお問い合わせ 岡山地方気象台防災業務課 電話(086)223-1334

年金記録相談を開催します



日時 8月21日(火) 午前10時～午後3時

場所 鏡野町役場 本庁 1階 中会議室 にて

相談員 津山社会保険事務所職員 2名

相談内容 ・国民年金の加入期間の確認と納付記録の確認
・厚生年金の加入期間の確認
・年金の受給に関する相談

相談の際に持参するもの

- ・年金手帳（基礎年金番号通知書）
または年金証書
- ・運転免許証等の身分証明書
- ・代理の方の場合、委任状
（夫婦・家族であっても必要です）

お問い合わせ 鏡野町役場 本庁 町民課 (0868) 54-2984 (直通)
奥津振興センター 町民課 (0868) 54-2211
上齋原振興センター 町民課 (0868) 44-2111
富振興センター 町民課 (0867) 57-2111